

〔我衣〕天和ノ比マデハ、大坂ヨリ來ル傘ヲ用、大黒屋ノ聲ガサト云ハ名代ナリ、貞享ノ比ヨリ地ニテ作ル上品ナリ、

〔嬉遊笑覽〕器用中我衣に、大黒屋の聲がさと云は名代なり云々とあるは、今大黒傘といふ、これそのかみの壺屋がざなるべし、つんばがさは、つばやを詛りしものか、

〔季連宿禰記〕貞享二年二月十日庚子、今日春宮新造御殿御移徙行啓也、中略今朝依奉行職事命、不用朱笠、可爲手笠之由被命之云々、

〔甲子夜話〕四十一今ノ忍侯松平下從行、供頭ノミハ、馬ヨリ下リ、駕籠脇ニ步從スルトキ、雨天ニ

ハ、雨具ハ著レドモ笠ヲ用ヒズ、手傘ヲサシ從フトナリ、萩支侯、徳山侯毛利大和守、三萬石閣老對客ノトキナド、ソノ玄關前等ニテ、士供傘サシガクル、

〔饅頭屋本節用集〕江守會下傘

〔毛吹草〕三會下僧 說經

〔我衣〕小兒ノ傘モ古來ハナシ、是テンガウ也、手習子ハ元祿比ヨリ有徳者ノ子供計サシタリ、享保ノ比ヨリ三四歳計リノ小兒モ少ク傘ヲサス、世知辨是ニテ可考、

〔嬉遊笑覽〕器用中寛永頃の畫に、小兒の傘、さまざまの紋をかきたるに、筒護りと絹などさげたる圖あり、是は近世までもかくあり、それ故神祭に出るねり子供のさしかけ傘其體なり、

〔守貞漫稿〕三傘履 小兒傘

今世モ四五歳以上小兒傘用之、小形ニテ龜ナル澀蛇目ノ如クシ、何屋某ナド其兒ノ名ヲ下シ書ニシタル物多シ、三都トモニ用之、中略

文政比、京坂製小兒日傘、芝居俳優肖像等ノ錦繪三枚ヲ張り、其餘ハ淺黃紙張トシテ、専ラ女兒ノ日傘トス、長柄ニ非ズ小形也、男兒ハ用ヒズ、今世江戸女兒日傘、梅櫻花等ノ形其他モアリ、其紙

以使用者爲名